

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2001-514136(P2001-514136A)

【公表日】平成13年9月11日(2001.9.11)

【出願番号】特願2000-508593(P2000-508593)

【国際特許分類】

B 6 5 D 47/08 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 47/08 M

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月3日(2005.8.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】容器用の流出装置であって、その流出装置は後方の第1部分と、ピボット点を備えた前方の第2部分と、装置を容器と一緒に保持するための機構と、バイアス機構とからなり、最初の非流出状態では第2部分が容器と気密に結合しており、曲がり易い第1ヒンジが第1部分と第2部分との間に設けられ、ピボット点が第1ヒンジから離れているので、使用に際して第1部分を押圧すると、曲がり易い第1ヒンジが曲がり、第2部分の少なくとも一部が最初の非流出状態から第2の流出状態へ移行し、第1部分の押圧を止めると、バイアス機構が第1部分と第2部分とを最初の非流出状態に戻すことを特徴とする、流出装置。

【請求項2】第2ヒンジが、第1部分の最後部の端に形成されていることを特徴とする、請求項1に記載の流出装置。

【請求項3】第1部分が湾曲した平面状のものであることを特徴とする、請求項1又は2に記載の流出装置。

【請求項4】第1部分が親指その他の指を入れる窪みを持っていることを特徴とする、請求項1-3の何れか1つの項に記載の流出装置。

【請求項5】装置が、第1部分と第2部分とを持った第1本体部と、さらに好ましくはこの装置を容器と一緒に保持する機構を持った第2本体部とからなることを特徴とする、請求項1-4の何れか1つの項に記載の流出装置。

【請求項6】第1本体部と第2本体部とが、第3ヒンジによって互いに一体に保持されていることを特徴とする、請求項5に記載の流出装置。

【請求項7】第2部分がピボット点に第1突起と第2突起とを持ち、それらの突起が、第2本体部に形成された対応する第1窪みと第2窪みの中に嵌まり込むことができるなどを特徴とする、請求項5又は6に記載の流出装置。

【請求項8】第2部分がシール機構を持ち、第2部分が最初の状態にあるときに、シール機構が装置と流出孔との間にシールを形成することを特徴とする、請求項5-7の何れか1つの項に記載の流出装置。

【請求項9】流出孔が第2本体部上に形成されていることを特徴とする、請求項5-8の何れか1つの項に記載の流出装置。

【請求項10】シール機構がその最先部分に逆V字形状のスロットを備えていることを特徴とする、請求項8に記載の流出装置。

【請求項11】流出装置がさらにアンチグラグ装置を含み、アンチグラグ装置が好

ましくは流出装置と一体になっていることを特徴とする、請求項 1 - 1_0 の何れか 1 つの項に記載の流出装置。

【請求項 1_2】 第 2 本体部が 1 個又は 2 個以上の内側へ向く突起又はクリップを備えており、突起又はクリップは使用の際に、容器に設けられたそれぞれ孔又は窪みと共に働いて、装置と容器とを一体に保持していることを特徴とする、請求項 5 - 1_1 の何れか 1 つの項に記載の流出装置。

【請求項 1_3】 流出装置がさらにタンパ機構を含んでいることを特徴とする、請求項 1 - 1_2 の何れか 1 つの項に記載の流出装置。

【請求項 1_4】 タンパ機構が第 1 部分又は第 2 部分と第 2 本体部との間に設けられた脆いタンパ突起からなり、第 1 部分の最初の押圧が突起に剪断変形を起こさせることを特徴とする、請求項 1_3 に記載の流出装置。

【請求項 1_5】 装置がさらに脆い一時的な閉塞具を含んでいることを特徴とする、請求項 1 - 1_4 の何れか 1 つの項に記載の流出装置。

【請求項 1_6】 脆い一時的な閉塞具が第 1 本体部と第 2 本体部との間にある少なくとも 1 個の脆いシールであって、そのシールは第 2 部分の押圧によって破壊されることを特徴とする、請求項 1_5 に記載の流出装置。

【請求項 1_7】 装置がプラスチックの成形体で作られていることを特徴とする、請求項 1 - 1_6 の何れか 1 つの項に記載の流出装置。

【請求項 1_8】 請求項 1 - 1_7 の何れか 1 つの項に記載の流出装置を含んだ容器。

【請求項 1_9】 容器が一体のハンドルを備えていることを特徴とする、請求項 1_8 に記載の容器。

【請求項 2_0】 流出孔が容器上に設けられていることを特徴とする、請求項 1_8 又は 1_9 に記載の容器。

【請求項 2_1】 容器が粘稠な液体又は流体を入れるに適していることを特徴とする、請求項 1 - 2_0 の何れか 1 つの項に記載の容器。

【請求項 2_2】 液体が液状の炭化水素であることを特徴とする、請求項 2_1 に記載の容器。

【請求項 2_3】 液状の炭化水素がエンジンオイルであることを特徴とする、請求項 2_2 に記載の容器。

【請求項 2_4】 容器を片手で持ち、容器の内容物の少なくとも一部を流出させるために容器を傾けている間、その手の親指その他の指で第 1 部分を押圧し、次いで第 1 部分を放すことからなる、請求項 1_8 - 2_3 の何れか 1 つの項に記載の容器から内容物を流出させる方法。

【請求項 2_5】 第 1 部分を放すと、第 2 部分が最初の非流出状態に戻り、それによつて容器を閉じることを特徴とする、請求項 2_4 に記載の方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

さらに、公知の容器は、通常 2 個以上に分離できる部分、例えば流出孔を備えている本体と、ねじ蓋のような取り外しのできる蓋とからなる流出装置を用いている。取り外しのできる蓋が流出装置から取り外されると、蓋を置き忘れることが起こる。また、公知の容器は、流出を容易にするために、両手の使用を必要とすることが多い。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 2 5 】

第2部分は、シール機構を持ち、そのシール機構は、第2部分が最初の状態にあるときに、この装置と流出孔との間にシールを形成する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 2 6 】

第1の実施例では、流出孔がこの装置上に形成されていないで、容器上に設けられている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 2 7 】

第2の実施例では、流出孔が第2本体部上に形成されている。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0060

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 6 0 】

第1図ないし第7図を参照すると、この発明の流出装置の第1の実施例が示されているが、そこではこの発明の装置全体が5aで示され、装置が容器10aに取り付けられている。流出装置5aは、後方の第1部分15aと、前方の第2部分20aと、装置5aを容器10aと一緒に保持するための手段とからなり、そこでは最初の非流出状態Aでは第2部分20aが容器10aと気密に接続しているが、使用に際して第1部分15aを押圧すると、第2部分20aの少なくとも一部が最初の状態Aから第2の流出状態Bへ移行する。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0075

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 7 5 】

装置5bは第2部分20bと第2本体部45b上にタンパンド120bを備えており、それは装置5bが初めて使用されるときに破壊されるが、第2部分20b上に戻される。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0076

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 7 6 】

最後に、第11図ないし第16図を参照すると、そこには容器10cに取り付けられたこの発明の流出装置5cの第3実施例が示されている。装置5cの各部分は、第1実施例の装置5aで用いられているのと同じ数字によって確認することができるが、そこでは「a」の代わりに「c」があとに付けられている。

(4)

JP 2001-514136 A5 2006.1.5